

平成25年度 行政評価（事務事業評価・施策評価）のまとめ

平成24年度に実施した事務事業の評価については、362事業を部局長が一次評価をした後、行財政改革推進本部幹事会により二次評価を行い、外部評価委員会からの意見並びに市議会各常任委員会における事務事業評価の結果を踏まえ、行財政改革推進本部が最終的な評価を行った。

また、362事業を第6次総合計画における施策のうち106施策に分類し、施策評価を行財政改革推進本部会議幹事会で行った後、行財政改革推進本部において最終的な評価を行った。

1 事務事業評価の結果

362の事務事業について、第6次総合計画における「まちづくりの目標」別に区分けし、評価区分に基づいて評価を行った結果は、次のとおりである。

評 価	総合計画 まちづくりの目標						計
	人をはぐくむ教育と歴史文化がかおるまち	人がやすらぐ健康と福祉にいだかれるまち	人でにぎわう産業と経済の活力あるまち	人がゆきかう都市空間と交流にあふれるまち	人にやさしい環境と安全安心につつまれるまち	人がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち	
事業廃止							
事業終了				3			3
現行どおり	49	90	32	27	31	44	273
事業内容改善	4		3	3	4	5	19
事業規模縮小				1			1
事業規模拡大	12	3	5	12	17	1	50
抜本的見直し	1				1		2
事業統合	1		10	1	1		13
事業移管							
委託検討		1					1
委託実施							
委託拡大							
民間実施							
計	67	94	50	47	54	50	362

それぞれの評価区分（「現行どおり」を除く。）に該当する事務事業は、次のとおりである。

評価区分	該 当 事 務 事 業
事業終了	津沢記念公園整備事業費、市道整備事業（新幹線整備受託事業関連）、歴史と文化が薫るまちづくり事業（倶利伽羅環境整備事業）
事業内容改善	地域おやべっ子教室推進事業、図書館管理運営事業、不登校児童生徒等適応指導事業、芸術少年団事業、農地・水保全管理支払支援事業、生産調整推進対策事業、中小企業金融対策事業、シンボルキャラクター育成事業、観光パンフレット発行事業、人がゆきかう交流事業、不燃物処理場管理費、上水道料金調定・収納事務、下水道事業推進費、排水路施設整備事業費、工事等検査事務、議員調査活動事務、行財政改革推進事業、人事管理事業（職員研修）、人事管理事業（人事評価）
事業規模縮小	市営街路事業
事業規模拡大	スポーツ振興事業、生涯スポーツ振興事業、スポーツ振興事業（選手育成強化事業）、体育施設改修事業、運動広場施設整備費、小学校管理運営事業、中学校管理運営事業、心身障害児就学指導事業費、多人数学級支援講師配置事業、通学対策事業、クロスランドおやべ管理運営事業、美術活動拠点施設整備事業費、地域医療体制整備事業、家庭児童相談室設置事業、児童福祉対策事業、農業後継者育成事業、農業指導事業、東部産業団地造成事業費、商工業振興対策事業（商店街等振興事業）、労務対策事業、県営街路事業費、市道整備事業（補助・単独）、道路維持補修事業、橋梁整備事業、公園施設管理事業、定住促進対策事業、小矢部市情報提供事業、緑化推進事業、公営住宅維持管理事業、市営バス運行事業、木曾義仲広域連携研究事業費、観光推進事業（観光宣伝事業）、環境センター管理事業、林道整備事業、林道維持管理事業、有害鳥獣捕獲対策事業、消雪工施設整備事業、施設維持管理事業（水道事業）、配水施設整備事業、第3次拡張事業、公共下水道施設整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業、下水道施設維持管理事業（汚水・雨水・農排）、ごみ減量化及び再生利用推進事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、防火水槽新設事業、消防団員被服調整費、消防施設管理費、一般管理事業（防犯関係事務）、男女共同参画推進事業
抜本的見直し	ふるさと博物館管理運営事業、じんあい収集処理事業
事業統合	勤労青少年ホーム活動育成事業、病虫害防除事業、農業委員費、農村地域農政総合推進事業、水田農業構造改革対策事業、水田農業構造改革推進事業、戸別所得補償経営安定推進事業費、県営土地改良推進事業、県単土地改良事業、市単土地改良事業、学童農園設置事業、花育推進事業費、森林環境保全直接支援事業
委託検討	保育所運行事業

<事務事業評価区分>

評価区分	評価内容
事業廃止	事業を廃止すべきである
事業終了	事業を終了すべきである
現行どおり	現行どおり進めることが望ましい
事業内容改善	事業効率化などの事業内容の改善を図る必要がある
事業規模縮小	事業規模の縮小が必要である
事業規模拡大	事業規模の拡大が必要である
抜本の見直し	事業内容の抜本的な見直しが必要である
事業統合	事業統合、あるいは段階的廃止が必要である
事業移管	他の機関（国・県）へ事業を移管する必要がある
委託検討	民間委託を検討すべきである
委託実施	民間委託を実施すべきである
委託拡大	民間委託の対象を拡大する
民間実施	民間が実施する方が効果的・効率的である

2 施策評価の結果

第6次総合計画の施策に分類した106の施策に対し、方向性区分に基づき評価を実施した結果は、次のとおりである。

方向性	総合計画 まちづくりの目標						計
	人をはぐくむ教育と歴史文化がかおるまち	人がやすらぐ健康と福祉にいだかれるまち	人でにぎわう産業と経済の活力あるまち	人がゆきかう都市空間と交流にあふれるまち	人にやさしい環境と安全安心につつまれるまち	人がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち	
廃止・終了							
現行どおり	12	22	9	11	11	12	77
見直し（内容・規模）	4	1	6	8	7	2	28
民間委託		1 （検討）					1 （検討）
民間実施							
計	16	24	15	19	18	14	106

<施策の方向性>

方向性区分	方向性の内容
廃止・終了	廃止または終了すべきである
現行どおり	現行どおり実施する
見直し（内容・規模）	事業内容や規模の見直しが必要である
民間委託	民間に業務を委託すべきである
民間実施	民間が実施すべきである

それぞれの方向性に該当する施策を、方向性区分（「現行どおり」を除く。）ごとに、第6次総合計画における「まちづくりの目標」別に区分けすると次のとおりである。

方向性区分	該 当 施 策
見直し（内容・規模）	
○教育・歴史文化	生涯学習活動内容の充実、生涯スポーツ活動の充実、生涯スポーツ施設の充実、文化施設の充実
○健康・福祉	地域医療の充実
○産業・経済	農業経営の安定化、食育・地産地消の推進、誘致基盤の整備、経営基盤の強化、地域商業の活性化、勤労者福祉対策の充実
○都市空間・交流	新たな都市軸の形成、市道の整備推進、公園・緑地の管理整備の充実、住宅政策の充実、良好な住宅環境づくり、市営賃貸住宅の充実、バス運行体制の維持・充実、観光誘客・PRの充実
○環境・安全安心	循環型まちづくりの推進、生態系の保護、除雪・克雪のまちづくり、安定した水の供給、下水道事業・浄化槽設置事業の計画的な推進、ごみの収集・処理体制の充実、安全なまちづくり推進センターの充実
○市民協働・自治体経営	意識啓発の推進、職員の意識改革と組織の活性化
民間委託	
○健康・福祉	保育の充実

3 外部評価の結果

小矢部市外部評価委員会は、小矢部市の行政執行に関し、市民等による行政外部の視点を確保し、評価の客観性・信頼性を高めることを目的として設置されている。委員会では、小矢部市が平成24年度に執行した事業の中から15の事業を選択し、3回にわたって、その評価を行った。

その結果、事業内容や規模の見直しが必要なもの8事業、民間が実施すべきもの2事業、現行どおり実施すべきもの7事業という評価がなされた。（内2事業については、2つの評価が付された。）

(1) 外部評価委員会の開催実績

開催日	評価した事業
第1回 平成25年10月17日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・企画事務費（人がゆきかう交流創出事業） ・定住促進対策事業 ・防災事業 ・税務行政推進費
第2回 平成25年10月25日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者地域支援事業（高齢福祉推進員設置事業） ・市営バス事業 ・結婚活動支援事業 ・地域おこし協力隊受入事業 ・商工業振興対策事業（商店街等振興事業） ・経営改善普及事業
第3回 平成25年11月12日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・生産調整推進対策事業 ・観光推進事業 ・義仲・巴広域連携推進事業 ・選挙事務事業 ・ホッケークラブチーム育成支援事業

(2) 外部評価委員会の意見

① 小矢部市では各部門にわたって様々な補助金が支出されている。これらの補助金については、定期的に見直し等も行われているものの、中には、相当の期間にわたって支出されているものも見受けられる。

時の経過とともに、社会環境が変化する中、補助金がなかば定例化していたり、補助開始当初の目的と現状があわなくなっているなどのものもあると思われる。こうした観点から、一度、原点に立ち返って補助金の在り方を再点検する必要があるのではないかと。

もとより、その趣旨は補助金を廃止または縮小することにあるのではなく、その目的や効果を再点検をすることによって真に市民が求める、より効果的な施策の実現にあることはいままでもない。

② 小矢部市では、住民福祉を中心とする様々な事業・施策の実施にあたっては、市域を16地区に区分し、各地区において、バランスのよい施策がきめ細やかに展開されている。反面、長引く経済の停滞や少子高齢化などの影響もあり、中心市街地の空き店舗や交流人口の減少など、相対的にみて旧石動市街地の機能低下が目立つことは否定できない。このことについて、市民の中には、各地域の均衡ある振興を期待する一方で、まちなかを市民が行き来し、旧来の賑わいを回復することなど、その活性化を望む声の大きいのも事実である。

こうした市民の声に応えるとともに、アウトレットモールとのシナジー効果を期待するためにも、まちなかにおけるイベントの開催や中心市街地の再生・充実などについて、緊急かつ重点的に取り組む必要があるのではないかと。

4 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価結果について下記のとおり報告する。

なお、点検・評価にあたっては、全庁的に実施されている行政評価との整合性に配慮し、その結果を活用するものである。

行政評価については、平成24年度に実施した362事業を部局長が一次評価をした後、行財政改革推進本部幹事会により二次評価を行い、行財政改革推進本部が最終的な評価を行った。

その中の教育委員会が所管する67事業に係る事務事業評価及び教育委員会が関係する第6次総合計画における施策に分類した16の施策評価は次のとおりである。

(1) 事務事業評価の結果

67の事務事業について、第6次総合計画における「まちづくりの目標」別に区分けし、評価区分に基づいて評価を行った結果は、次のとおりである。

評 価	総合計画 まちづくりの目標
	人がはぐくむ教育と歴史文化がかおるまち
現行どおり	49
事業内容改善	4
事業規模拡大	12
抜本的見直し	1
事業統合	1
計	67

それぞれの評価区分（「現行どおり」を除く。）に該当する事務事業は、次のとおりである。

評価区分	該 当 事 務 事 業
事業内容改善	地域おやべっ子教室推進事業、図書館管理運営事業、不登校児童生徒等適応指導事業、芸術少年団事業
事業規模拡大	スポーツ振興事業、生涯スポーツ振興事業、スポーツ振興事業（選手育成強化事業）、体育施設改修事業、運動広場施設整備費、小学校管理運営事業、中学校管理運営事業、心身障害児就学指導事業費、多人数学級支援講師配置事業、通学対策事業、クロスランドおやべ管理運営事業、美術活動拠点施設整備事業費
抜本的見直し	ふるさと博物館管理運営事業
事業統合	勤労青少年ホーム活動育成事業

(2) 施策評価の結果

第6次総合計画の施策に分類した16の施策に対し、方向性区分に基づき評価を実施した結果は、次のとおりである。

方向性	総合計画 まちづくりの目標
	人をはぐくむ教育と歴史文化がかおるまち
現行どおり	12
見直し（内容・規模）	4
計	16

「見直し（内容・規模）」の方向性に該当する施策は、次のとおりである。

まちづくりの目標	該 当 施 策
人をはぐくむ教育と 歴史文化がかおるまち	生涯学習活動内容の充実、生涯スポーツ活動の充実、生涯スポーツ施設の充実、文化施設の充実